

令和元年

# 第2回 定例会

●質疑とは……

議会に提出した議案に対してその内容や不明な点を聞くことです。

6月21日～7月4日

21案件……議案12案件

…………… 質問2案件

…………… 報告5案件

…………… 行政報告1案件

…教育行政報告1案件

- 質疑▼以前にも機器購入の補助があつたが、今後も経年劣化による機器の更新は継続していくのか。
- 答弁▼今回の更新はCTだが、病院からはMRI検査機器などの様々な要望がある。今後も内容を吟味しながら病院側と協議したい。
- 質疑▼補助金を交付する2年間に、他の機器の補助計画はあるのか。
- 答弁▼他の機器購入への補助計画はない。

こんな質疑がありました。

医療機器購入に係る借入資金の元利償還金（約8,250万円）に対し、約1/2（4,000万円）を補助金として2年間に分けて交付する。コンピュータ断層診断装置（CT）の故障が多くなっていることから、診療及び診察体制の強化を図るために機器購入する。

Pick up  
**1**

伊達赤十字病院の医療機器購入に補助します

予算決算常任委員会



## Pick up 2 よりよい図書館をめざして

図書館運営基本方針に沿った効果的な運営のために、伊達市立図書館で実施可能な事例研究に係る先進地視察を行うための予算（25万7千円）を承認した。

こんな質疑がありました。

**質疑**▼視察に行く狙いは何か。

**答弁**▼特に施設の利便性向上の視点から施設内の動線、利用者目線で現場を感じてくること。

**質疑**▼視察先はどこを予定しているのか。  
**答弁**▼長野県小布施町、栃木県茂木町の施設を予定している。



## Pick up 3 より楽しい公園を作るために

より楽しめる公園づくりに向け、市民の意見を積極的に取り入れた議論を行って、公園ワークショップを開催します。公園の新設や遊具の設置、更には公園の活用方法等について、開かれた話し合いを行います。

こんな質疑がありました。

**質疑**▼公園に関するワークショップの参加者は決まっているのか。また、具体的な実施回数やスケジュール、話し合いの内容等はどうする予定か。

**答弁**▼8月までに、子育て世帯を中心に関連団体を公募する予定。ワークショップ開催の回数は4～5回程度実施する予定。

その中で、市民の意見を聞きながら、実際に魅力的な公園の情報や先進事例について話し合いを行いたいと考えている。



## Pick up 4

### 統合に向け増築する東小学校

黄金小学校との統合を前に、校舎の増築を行います。これについての工事契約、2億8千6百万円を承認しました



こんな質疑がありました。

**質疑**▼将来的な子どもの数や、統廃合も見越した増築になつてしているのか。

**答弁**▼今回の工事では、家庭科室、音楽室に加え、4つの教室が増える。

黄金小との統合のみならず、将来的な少子化を見込んだ上で、十分な教室数が確保できると考えている。

## Pick up 5

### 中学校にタブレットを導入

10年ぶりに学習指導要領の改訂が行われ、プログラミング教育が導入されます。令和2年1月にOSのサポート切れになる卓上型パソコンをタブレット型パソコンに変更することなどについての承認をしました。

こんな答弁がありました。

**質疑**▼今後のOSは何になるのか。

**答弁**▼今後はWindows10になる。

**質疑**▼従来使用していた卓上型のパソコンから、タブレット型のパソコンへと変更する理由は。

**答弁**▼各教室へ持ち運びができるということから、タブレット型パソコンを導入する。



## Pick up 6

### 社協事務所建設に土地を無償貸付け

建設から30年を経過し老朽化が進み建替えの時期を迎えた伊達市社会福祉協議会の事務所建設地について、市民活動センター隣接地が最善と判断し、市の土地約1137m<sup>2</sup>について無償貸付けをするもの。

こんな質疑がありました。

**質疑**▼契約期間が20年9ヶ月となつた理由は。

**答弁**▼市の公有財産管理規則で木造建築は20年となつており、建設期間と合わせ20年9ヶ月とした。

場側の通路は含んでいないのか。人の通行の安全確保は。

**質疑**▼含んでいない。横断白線を設けるなどを考えていく。



#### 【議員はこれができません（公職選挙法に基づくもの）】

- 議員が選挙区内にある者に対して、寄附をすることは、禁止されています。
- 議員は選挙区内の運動会やスポーツ大会への差し入れが禁止されています。
- 議員が選挙区内にある者に対して、お中元やお歳暮を出すことが禁止されています。

- 当選または落選に関してのあいさつをする目的で、選挙人に対して戸別訪問をすることは禁止されています。また、当選祝賀会その他の集会を開催することができません。
- 議員が選挙区内にある者に対して、寄附をすることは、禁止されています。
- 議員は選挙区内の運動会やスポーツ大会への差し入れが禁止されています。
- 議員が選挙区内にある者に対して、お中元やお歳暮を出すことが禁止されています。

## 豆知識

